

議案第12号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

令和4年2月21日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「とき」の次に「（学校医等にあつては、職務の執行のため出席したとき）」を加える。

別表中「

福祉事務所嘱託医	月額	53,040円	2,0
----------	----	---------	-----

00円」を

福祉事務所 嘱託医	一般	月額	39,780円	2
	精神科	月額	13,260円	2
学校医	内科	年額	297,800円	2
	眼科	年額	202,300円	2
	耳鼻科	年額	202,300円	2
学校歯科医		年額	246,900円	2

学校薬剤師	年額	93,600円	2
-------	----	---------	---

, 000円
, 000円
, 000円
, 000円
, 000円
, 000円
, 000円

に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 選挙長、選挙立会人、開票管理者及び開票立会人の事務が引き続き2日にわたるときは、これを1日とみなす。
- 2 学校医及び学校歯科医の報酬は、児童生徒数が担当医1人につき600人を超える場合にあつては、100人につき1万円を加算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(北本市立学校の学校医等の手当及び費用弁償等に関する条例の廃止)
- 2 北本市立学校の学校医等の手当及び費用弁償等に関する条例(昭和37年条例第11号)は、廃止する。